

児童福祉施設における食事の提供及び栄養管理に関する研究会 開催要綱

1. 目的

児童福祉施設における食事は子どもの健全な発育・発達及び健康の維持・増進の基盤であるとともに、望ましい食生活習慣の形成を図るなど、その果たす役割は極めて大きい。

児童福祉施設における、子どもの発育・発達を視野に入れた具体的な食事計画の作成や評価など食事摂取基準もふまえた栄養管理の手法について、専門家により十分に検討を行う必要がある。また、児童福祉施設の特徴をふまえた衛生管理の留意点や食育の観点からの食事の提供の留意点などについても検討が必要である。

このため、雇用均等・児童家庭局母子保健課長が栄養に関する学識経験者・実務者等に参集を求め、子どもの健やかな発育・発達を支援する観点から、児童福祉施設における食事の提供及び栄養管理のあり方について、検討を行うこととする。

2. 構成

- (1) 研究会の構成員は別紙のとおりとする。
- (2) 研究会に座長を置き、構成員の互選により定める。

3. 検討事項

- (1) 食事摂取基準を活用した食事計画の作成、実施、評価など具体的な栄養管理手法などについて
- (2) 衛生管理や食育の観点からの食事の提供の留意点などについて

4. 運営

- (1) 研究会は公開とする。
- (2) 研究会の下に、必要に応じワーキンググループを開催することができる。
- (3) 研究会の庶務は、雇用均等・児童家庭局母子保健課が行う。

5. その他

この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、座長が母子保健課長と協議の上定める。

児童福祉施設における食事の提供及び栄養管理に関する検討のねらい

背景

「児童福祉施設における『食事摂取基準』を活用した食事計画について」

平成 17 年 3 月 母子保健課長通知

「食事摂取基準」活用した食事計画の基本的考え方、食事計画の策定、実施にあたっての留意点について

食育基本法

平成 17 年 6 月

食育推進基本計画

平成 18 年 3 月

○保育所等における食育の推進

保育所保育指針の改定

平成 20 年 3 月改定

平成 21 年 4 月施行

○「食育」についても明記

日本人の食事摂取基準の改定

平成 21 年 5 月公表

○平成 22 年度～平成 26 年度まで使用

検討のねらい

- 児童福祉施設における、子どもの発育・発達を視野に入れた具体的な食事計画の作成や評価など食事摂取基準もふまえた栄養管理の手法について、専門家により十分に検討を行い整理する。
- 児童福祉施設の特徴をふまえた衛生管理の留意点や食育の観点からの食事の提供の留意点などについて、各施設の特性もふまえた検討を行う。

子どもの健やかな発育・発達を支援するための食事の提供に必要な視点

栄養管理

乳児・幼児期の子どもの発育・発達を視野に入れた、食事摂取基準を活用した食事計画・実施・評価など具体的な栄養管理の手法の検討

食育

食を通じた自立支援、家庭への情報提供や、新鮮な地域の食材の利用など食育の観点からの食事の提供の留意点等の検討

衛生管理

中小規模の施設、子どもの調理への参加など、児童福祉施設の特徴をふまえた衛生管理の留意点の検討

「児童福祉施設における食事の提供ガイド（仮称）」の作成
（児童福祉施設における食事の提供に関する通知の改正）